

静岡県告示第278号の6

静岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱及び静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱及び静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の一部を改正する告示

(静岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 静岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱（昭和57年静岡県告示第904号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>第12 書類の提出</p> <p>この要綱に基づき提出すべき書類は、<u>中小企業事業主等の所在する区域を管轄する技術専門校（静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例（昭和54年静岡県条例第32号）第1条第2項第1号の職業能力開発校をいう。）の校長に提出するものとする。</u></p>	<p>第12 書類の提出</p> <p>この要綱に基づき提出すべき書類は、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に提出するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 981 1374 1608"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 981 1184 1077">中小企業事業主等の所在する区域</th> <th data-bbox="1184 981 1374 1077">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1077 1184 1328"> <u>沼津市 熱海市 三島市</u> <u>富士宮市 伊東市 富士市</u> <u>御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市</u> <u>賀茂郡 田方郡 駿東郡</u> </td> <td data-bbox="1184 1077 1374 1328"> <u>静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス</u> <u>長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1328 1184 1462"> <u>静岡市 島田市 焼津市</u> <u>藤枝市 牧之原市 榛原郡</u> </td> <td data-bbox="1184 1328 1374 1462"> <u>静岡県立工科短期大学校事務局長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1462 1184 1608"> <u>浜松市 磐田市 掛川市</u> <u>袋井市 湖西市 御前崎市</u> <u>菊川市 周智郡</u> </td> <td data-bbox="1184 1462 1374 1608"> <u>静岡県立浜松技術専門校長</u> </td> </tr> </tbody> </table>	中小企業事業主等の所在する区域	提出先	<u>沼津市 熱海市 三島市</u> <u>富士宮市 伊東市 富士市</u> <u>御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市</u> <u>賀茂郡 田方郡 駿東郡</u>	<u>静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス</u> <u>長</u>	<u>静岡市 島田市 焼津市</u> <u>藤枝市 牧之原市 榛原郡</u>	<u>静岡県立工科短期大学校事務局長</u>	<u>浜松市 磐田市 掛川市</u> <u>袋井市 湖西市 御前崎市</u> <u>菊川市 周智郡</u>	<u>静岡県立浜松技術専門校長</u>
中小企業事業主等の所在する区域	提出先								
<u>沼津市 熱海市 三島市</u> <u>富士宮市 伊東市 富士市</u> <u>御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市</u> <u>賀茂郡 田方郡 駿東郡</u>	<u>静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス</u> <u>長</u>								
<u>静岡市 島田市 焼津市</u> <u>藤枝市 牧之原市 榛原郡</u>	<u>静岡県立工科短期大学校事務局長</u>								
<u>浜松市 磐田市 掛川市</u> <u>袋井市 湖西市 御前崎市</u> <u>菊川市 周智郡</u>	<u>静岡県立浜松技術専門校長</u>								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の一部改正)

第2条 静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱（平成13年静岡県告示第392号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7 書類の提出</p> <p>この要綱に基づき提出すべき書類は、<u>広域</u></p>	<p>第7 書類の提出</p> <p>この要綱に基づき提出すべき書類は、<u>次の</u></p>

団体の所在する区域を管轄する技術専門校
(静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及
び授業料等に関する条例(昭和54年静岡県条
令第32号)第1条第2項第1号の職業能力開
発校をいう。)の校長に提出するものとする。

表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表
の右欄に掲げる者に提出するものとする。

<u>広域団体の所在する区域</u>	<u>提出先</u>
<u>沼津市 熱海市 三島市</u>	<u>静岡県立工科</u>
<u>富士宮市 伊東市 富士市</u>	<u>短期大学校沼</u>
<u>御殿場市 下田市 裾野</u>	<u>津キャンパス</u>
<u>市 伊豆市 伊豆の国市</u>	<u>長</u>
<u>賀茂郡 田方郡 駿東郡</u>	
<u>静岡市 島田市 焼津市</u>	<u>静岡県立工科</u>
<u>藤枝市 牧之原市 榛原郡</u>	<u>短期大学校事</u>
	<u>務局長</u>
<u>浜松市 磐田市 掛川市</u>	<u>静岡県立浜松</u>
<u>袋井市 湖西市 御前崎市</u>	<u>技術専門校長</u>
<u>菊川市 周智郡</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。